議案第62号

つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和６年12月６日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例（平成28年つくば市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同条第６号中「又は第２号」を削り、同号を同条第５号とし、同条第７号中「又は第２号」を削り、同号を同条第６号とし、同条第８号中「第２号、第６号」を「第５号」に改め、同号を同条第７号とし、同条第９号中「又は第２号」を削り、同号を同条第８号とし、同条第10号中「第２号、第６号、第７号又は第８号」を「第５号、第６号又は第７号」に改め、同号を同条第９号とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第52条第１項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第１条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第２号に規定する喫茶店営業を行っている者については、当該許可に係る旧法第52条第３項の有効期間の満了の日までの間は、この条例による改正前のつくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例第２条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第２号中「食品衛生法施行令第35条第２号」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第１条の規定による改正前の食品衛生法施行令第35条第２号」とする。

（提案理由）

食品衛生法施行令の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

議案第62号資料

つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例（平成28年つくば市条例第43号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条　（略）	第１条　（略）
（深夜営業における騒音の規制）	（深夜営業における騒音の規制）
第２条　次に掲げる営業（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、騒音の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域において営業活動を行う場合は、深夜（午後11時から翌日の午前６時までの間をいう。以下同じ。）においては、その区域の区分ごとに規則で定める騒音の基準を超える音を当該営業活動を行う場所から発生させてはならない。	第２条　次に掲げる営業（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、騒音の防止を図る必要がある区域として規則で定める区域において営業活動を行う場合は、深夜（午後11時から翌日の午前６時までの間をいう。以下同じ。）においては、その区域の区分ごとに規則で定める騒音の基準を超える音を当該営業活動を行う場所から発生させてはならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
	(2)　喫茶店営業（食品衛生法施行令第35条第２号に該当するものに限る。）
(2)―(4)　（略）	(3)―(5)　（略）
(5)　音楽・ダンススタジオ営業（客が歌唱、演奏若しくは踊り（以下この号及び次号において「歌唱等」という。）の練習を行い、又は歌唱等の録音（音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。）若しくは録画（影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。）を行う場所を提供する営業（当該営業を営む者自らが当該行為を行う場合を含む。）及び客に対し歌唱等を教授する営業（第１号に該当するものを除く。）をいう。）	(6)　音楽・ダンススタジオ営業（客が歌唱、演奏若しくは踊り（以下この号及び次号において「歌唱等」という。）の練習を行い、又は歌唱等の録音（音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。）若しくは録画（影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。）を行う場所を提供する営業（当該営業を営む者自らが当該行為を行う場合を含む。）及び客に対し歌唱等を教授する営業（第１号又は第２号に該当するものを除く。）をいう。）
(6)　ライブハウス営業（歌唱等を披露し、又は歌唱等を披露させる営業（第１号に該当するものを除く。）をいう。）	(7)　ライブハウス営業（歌唱等を披露し、又は歌唱等を披露させる営業（第１号又は第２号に該当するものを除く。）をいう。）
(7)　クラブ営業（踊る場所を提供する営業（第１号、第５号又は前号に該当するものを除く。）をいう。）	(8)　クラブ営業（踊る場所を提供する営業（第１号、第２号、第６号又は前号に該当するものを除く。）をいう。）
(8)　カラオケボックス営業（カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等	(9)　カラオケボックス営業（カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等

を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。次条において同じ。）を部屋又は建物内に設置し、客に当該カラオケ装置を専ら使用させる営業（第１号　　　　　に該当するものを除く。）をいう。） (9)　イベント場所貸営業（歌唱等を披露し、若しくは披露させ、又は踊る場所として施設を貸す営業（第１号、第５号、第６号又は第７号　　　　に該当するものを除く。）をいう。） 第３条　（以下略）	を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。次条において同じ。）を部屋又は建物内に設置し、客に当該カラオケ装置を専ら使用させる営業（第１号又は第２号に該当するものを除く。）をいう。） (10)　イベント場所貸営業（歌唱等を披露し、若しくは披露させ、又は踊る場所として施設を貸す営業（第１号、第２号、第６号、第７号又は第８号に該当するものを除く。）をいう。） 第３条　（以下略）